

令和3年4月6日

報道各位

総務課

行政手続きの押印廃止について

令和3年4月1日から行政手続きに係る押印を原則廃止します。

1. 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大防止、市民や事業者の負担軽減、行政サービスの効率化等を目的に、勝山市における申請、届出等の行政手続きにおける押印の廃止を行うものです。

2. 見直し方針

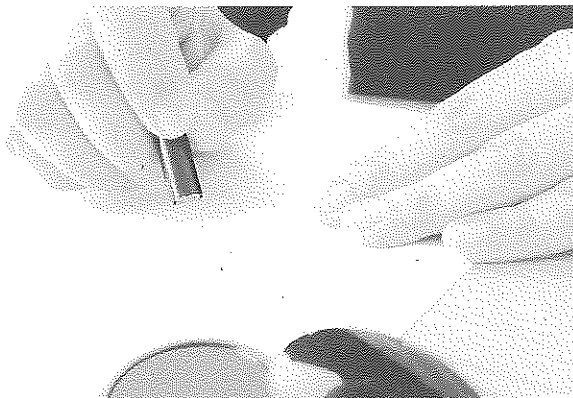
1. 市民、事業者が市に提出する書類の押印を原則「廃止」します。
2. 市が発出する文書は、これまで通りの運用ルールにおいて公印を押印します。
3. 法令等により、押印が求められているものは、押印を継続します。
4. 法令等に基づく押印についても、国等の見直しにあわせて「廃止」を検討します。

3. 押印を廃止するもの

1. 手続関係 1024 (全体の94.4%)
2. 補助金関係 全補助事業の申請書、実績報告書等 (161事業)
3. 請求書

4. 引き続き押印を必要とする主なもの

1. 契約書、請書、入札書、見積書、他機関の証明書等 (診断書など)
2. その他国、県の法令で定めるもの
3. 庁内の決裁文書



【担当】

勝山市総務課行政係 (市役所2階)

担当：深見 鳥山

電話：0779-88-1116

Mail：soumu@city.katsuyama.lg.jp